

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2021年11月10日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第20169号

名称：ダコニールエース（(株)エス・ディー・エス バイオテック登録）

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」の以下の事項を変更し、【変更後】のとおりとする。

- ① 作物名「てんさい」に適用病害虫名「葉腐病」、希釈倍数「750倍」、使用液量「100～300L/10a」を追加する。
- ② 作物名「てんさい」、適用病害虫名「褐斑病」に希釈倍数「200倍」、使用液量「25L/10a」、使用方法「散布」を追加する。
- ③ 作物名「てんさい」、適用病害虫名「褐斑病」に希釈倍数「8倍」、使用液量「1.6L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ④ 作物名「てんさい」、適用病害虫名「褐斑病」に希釈倍数「16倍」、使用液量「3.2L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ⑤ 作物名「かぼちゃ」、適用病害虫名「うどんこ病」に希釈倍数「8倍」、使用液量「1.6L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ⑥ 作物名「かぼちゃ」、適用病害虫名「うどんこ病」に希釈倍数「16倍」、使用液量「3.2L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ⑦ 作物名「ばれいしょ」、適用病害虫名「疫病」に希釈倍数「8倍」、使用液量「1.6L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ⑧ 作物名「ばれいしょ」、適用病害虫名「疫病」に希釈倍数「16倍」、使用液量「3.2L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ⑨ 作物名「ばれいしょ」、適用病害虫名「夏疫病」に希釈倍数「8倍」、使用液量「1.6L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
作物名「ばれいしょ」、適用病害虫名「夏疫病」に希釈倍数「16倍」、使用液量「3.2L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用 時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	TPN を 含む農 薬の総 使用回 数
<u>てんさい</u>	<u>葉腐病</u>	<u>750倍</u>	<u>100～ 300L/10a</u>	収穫30 日前ま で	3回以内	<u>散布</u>	3回以内
	<u>褐斑病</u>	750～ 1000倍					
		<u>200倍</u>	<u>25L/10a</u>				
		<u>8倍</u>	<u>1.6L/10a</u>				
	<u>16倍</u>	<u>3.2L/10a</u>	<u>無人航 空機に よる散 布</u>				
<u>かぼちゃ</u>	うどんこ病 黒斑病 つる枯病	1500倍	100～ 300L/10a	収穫7日 前まで	3回以内	<u>散布</u>	3回以内
	<u>うどんこ病</u>	<u>8倍</u>	<u>1.6L/10a</u>				
		<u>16倍</u>	<u>3.2L/10a</u>				
				<u>無人航 空機に よる散 布</u>			
<u>ばれいし よ</u>	疫病	750～ 1500倍	100～ 300L/10a	収穫7日 前まで	5回以内	<u>散布</u>	5回以内
		125倍	25L/10a				
	夏疫病	750～ 1500倍	100～ 300L/10a				
	<u>疫病 夏疫病</u>	<u>8倍</u>	<u>1.6L/10a</u>				
<u>16倍</u>		<u>3.2L/10a</u>	<u>無人航 空機に よる散 布</u>				

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
(1) 農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に3)として下記の事項を追加し、以降の
番号を繰り下げ、6)を下記のとおり変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
- ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。

【変更事項】

- 6) ばれいしょに対して希釈倍数125倍、てんさいに対して希釈倍数200倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。

(2) 農薬登録申請書第9項「人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法」に2)、4)として下記の事項を変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更後】

- 2) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 4) 薬液調製時及び使用の際は保護眼鏡、農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。

(3) 農薬登録申請書第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」に5)として下記の事項を追加し、以降の番号を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

- 5) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- 1) 使用直前に、容器をよく振ること。
- 2) 石灰硫黄合剤との混用はさけること。
- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
- 4) ホセチル剤と混用する場合、必ず本剤を先に所定の濃度に希釈してから加えること。
- 5) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 6) ばれいしょに対して希釈倍数125倍、てんさいに対して希釈倍数200倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。
- 7) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 3) 皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- 4) 薬液調製時及び使用の際は保護眼鏡、農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- 5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- 6) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。
- 7) 夏期高温時の使用をさけること。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- 1) 水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- 2) 移植後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- 3) 水産動植物(魚類)に強い影響を及ぼすおそれがあるので、河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。養殖池周辺での使用はさけること。
- 4) 水産動植物(甲殻類、藻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 5) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 6) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。